別表一(一)次葉
「48」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
※　平成26年10月１日以後に開始した事業年度用

事業年度等	・　・ ・　・	法人名	

法　人　税　額　の　計　算

中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円×12/相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15%相当額	52	
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)－(48)	49	000	(49)の25.5%又は23.9%相当額	53	
	所得金額 (48)＋(49)	50	000	法人税額 (52)＋(53)	54	
その法人の	所得金額	51	000	法人税額	55	

「48」欄

中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第1項第1号」※1又は「第42条の3の2第1項第2号」※2
② 「区分番号」欄:「00380」※1又は「00381」※2
③ 「適用額」欄:「48」欄の金額(円単位)

(注) 1 **適用額は、年800万円が上限となります。**
2 **別表一(一)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。**

※1 第42条の3の2第1項第1号(区分番号:「00380」)
普通法人のうち、当該各事業年度終了時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの又は人格のない社団等

※2 第42条の3の2第1項第2号(区分番号:「00381」)
一般社団法人(非営利型法人に限る。)、一般財団法人(非営利型法人に限る。)、公益社団法人、公益財団法人、認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、政党法人、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合又はマンション敷地売却組合

人税額の計算	この申告前の	課税土地譲渡利益金額	61		方法人税額の計算	この申告前の	法人税額	69	
		課税留保金額	62				課税標準法人税額 (68)＋(69)	70	000
		法人税額	63				確定地方法人税額	71	
		還付金額	64	外			中間還付額	72	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)－(63))若しくは((15)＋(64))又は((64)－(27))		65	外 00			欠損金の繰戻しによる還付金額	73	
	この申告前の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66			この申告により納付すべき地方法人税額((42)－(71))若しくは((42)＋(72)＋(73))又は(((72)－(43))＋((73)－(43の外書)))		74	00
		翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67						

法　0301－0101－次